

平成29年第1回定例会

議案参考資料

平成29年2月20日

議案参考資料目次

議案第1号	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第2号	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第3号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	12
議案第4号	平成28年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)……………	別冊
議案第5号	平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算……………	別冊
議案第6号	平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊
議案第7号	埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について……………	31

議案第 1 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号） 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）
<p>【趣 旨】</p> <p>育児や介護と仕事の両立を支援することを目的として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、必要な規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>主な改正内容は次の通りである。</p> <p>1 第 1 条について</p> <p>①育児を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る「子」の範囲の拡大</p> <p>法律上の子（実子及び養子）に加え、以下の児童についても「子」の対象とする。</p> <p>ア 特別養子縁組の監護期間中の児童</p> <p>イ 里親である職員に委託されている児童のうち、職員が養子縁組によって養親となることを希望している児童</p> <p>②介護を行う職員の時間外勤務の免除の新設</p> <p>介護を行う職員が時間外勤務の免除を請求できる仕組みを新たに設ける。</p> <p>③介護休暇の分割</p> <p>介護休暇を請求できる期間を、一の要介護状態ごとに合計 6 月を超えない範囲内で 3 回以下に分割できるようにする。</p> <p>④介護時間の新設</p> <p>連続する 3 年の期間内において、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で、勤務しないことを承認できる仕組みを新たに設ける。</p> <p>2 第 2 条について</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正により養子縁組里親が法定化されるため、用語を整備する規定を一部改正法の施行日に合わせて施行する。</p>	
施 行 日	公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

◎第1条

新	旧
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間に於ける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限り。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するため(当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。)</p> <p>2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間に於ける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するため(当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。)</p> <p>2 前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則</p>

<p>に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子の親である職員(職員の配偶者であるが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定めるところにより当該子を養育)とあり、第2項中「3歳に満たない子の親である職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子の親である職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)」における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処</p>	<p>で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子の親である職員(職員の配偶者であるが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間において常態として当該子を養育)とあり、第2項中「3歳に満たない子の親である職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子の親である職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)」における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子の親である職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより当該</p>
--	--

<p><u>理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が<u>要介護者</u>(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の場合にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、<u>任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)</u>内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内</u>において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、<u>要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)</u>内において1</p>	<p><u>要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇<u>及び介護休暇</u>とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、<u>勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々の各々について介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内</u>において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の場合にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、<u>任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)</u>内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内</u>において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、<u>要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)</u>内において1</p>	<p>要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、<u>勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々の各々について介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内</u>において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 (略)</p>

<p>日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</p> <p>3 職員が介護時間の承認を受け、勤務しなかった場合の給与の支給方法については、当該職員を派遣した関係市町村の職員の勤務時間、休暇等について定めた条例による。</p> <p>(傷病休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)</p> <p>第17条 傷病休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。) 、<u>介護休暇及び介護時間</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>(傷病休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)</p> <p>第17条 傷病休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。) 及び<u>介護休暇</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>
--	---

◎第2条

新	旧
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する<u>養子縁組里親</u>である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する<u>里親</u>である職員に委託されている児童のうち、当該職員が<u>養子縁組</u>によつて<u>養親</u>となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項ま</p>

<p>当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとし、てあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>でにおいて同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （略）</p>
--	--

議案第 2 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号） 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）
<p>【趣 旨】</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されたこと等に伴う所要の改正を行うとともに、必要な規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>主な改正内容は次の通りである。</p> <p>1 第 1 条について（育児休業等の対象となる子の範囲の拡大等）</p> <p>改正法において規定されている次の①及び②に加え、養子縁組里親を希望しているものの実親等が反対したことにより養育里親となっている職員に委託されている児童についても対象とする。</p> <p>①特別養子縁組の監護期間中の児童</p> <p>②里親である職員に委託されている児童のうち、職員が養子縁組によって養親となることを希望している児童</p> <p>また、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大に合わせ、育児休業の再取得又は育児短時間勤務の再開をする場合の制限に対する特例を新たに設ける。</p> <p>2 第 2 条について</p> <p>児童福祉法の一部改正により養子縁組里親が法定化されるため、用語を整備する規定を一部改正法の施行日に合わせて施行する。</p>	
施 行 日	公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

◎第1条

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 (略)</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u> 第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため同項の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間) 第2条の3 (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u> (1) <u>育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失つた後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間) 第2条の2 (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u> (1) <u>育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことににより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことににより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前</u></p>

<p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> <p>(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>ア 前号ア又はイに掲げる場合</p> <p>イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなったこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第12条第1号に掲げる事由に</p>	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p>

<p>該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に定める勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日を週休日(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年広域連合条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)とし、週休日以外の日において1日につき4時間となるように勤務すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成19年広域連合規則第5号)第23条第11号の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受け勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に定める勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日を週休日(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年広域連合条例第6号)第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)とし、週休日以外の日において1日につき4時間となるように勤務すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成19年広域連合規則第5号)第23条第11号の規定による育児休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>
--	--

	じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
--	-----------------------

◎第2条

	新		旧
	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するた め、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することのできない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p>		<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するた め、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することのできない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p>

議案第 3 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
<p>【趣 旨】</p> <p>平成 29 年度以降の保険料に関し、所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の軽減特例並びに所得の少ない被保険者に対する保険料の被保険者均等割額に係る軽減判定基準を変更するとともに、保険料減免の申請期限に関する取扱いを変更するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>(1) 保険料の軽減特例の変更</p> <p>所得の少ない被保険者に対する所得割の 5 割軽減を、平成 29 年度は 2 割軽減とし、平成 30 年度から本則に戻す。</p> <p>被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割の 9 割軽減を、平成 29 年度は 7 割軽減とし、平成 30 年度は 5 割軽減とし、平成 31 年度から本則に戻す。</p> <p>(2) 保険料の被保険者均等割額に係る軽減判定基準の変更</p> <p>平成 29 年度以降の保険料の軽減対象となる所得基準額を算出するための被保険者の数に乗じる金額を、5 割軽減については 26 万 5 千円から 27 万円に、2 割軽減については 48 万円から 49 万円に変更する。</p> <p>(3) 保険料減免の申請期限に関する取扱いの変更</p> <p>保険料の減免申請を行うことのできる期限を、普通徴収については納期限前 7 日前から納期限までに、特別徴収については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の 7 日前から支払日までに変更する。</p> <p>(4) 経過措置</p> <p>改正後の条例の規定（改正後の条例第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号を除く。）は、平成 28 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 27 年度分までの保険料については、なお従前の例によること。</p> <p>改正後の条例第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度分までの保険料については、なお従前の例によること。</p>	
施 行 日	平成 29 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(保険料の所得割額)</p> <p>第6条 前条の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに施行令第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条から第10条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第11条に定める当該賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第83条で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。</p>	<p>(保険料の所得割額)</p> <p>第6条 前条の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに施行令第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条から第10条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第11条に定める当該賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第83条で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>27万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされな</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>26万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされな</p>
--	--

<p>い 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>49万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。</p> <p>3 <u>前2項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。</u></p>	<p>い 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>48万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。</p> <p>3 <u>保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。</u></p>
---	--

(保険料の減免)	(保険料の減免)
<p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収（法第107条第1項に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収に規定する特別徴収をいう。以下同じ。）の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払旦までに、次に掲げる事項を記載した申請書及び減免を受けようとする理由を証明する書類（以下「申請書等」という。）を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該定められた期日までに申請書等を提出できないことにつき広域連合長がやむを得ないと認めた場合は、当該定められた期日経過後においても、申請書等を提出することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収（法第107条第1項に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収（同項に規定する特別徴収をいう。以下同じ。）の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払旦の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書及び減免を受けようとする理由を証明する書類（以下「申請書等」という。）を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該定められた期日までに申請書等を提出できないことにつき広域連合長がやむを得ないと認めた場合は、当該定められた期日経過後においても、申請書等を提出することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>（平成20年度から平成25年度までの間における保険料の算定の特例）</p>

	<p>第2条 平成20年度から平成25年度までの間における保険料の算定について、第4条第1号イの規定の適用については、同号イ中「収入」とあるのは「収入（法附則第14条第2項の規定による繰入金を除く。）」と、第8条の規定の適用については、「全区域」とあるのは「全区域（別表に定める市町村を除く）」と読み替えるものとする。</p> <p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(平成20年度の普通徴収の保険料賦課の特例)</p> <p>第4条 平成20年度において、普通徴収の保険料の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度の保険料の額を確定することができない場合においては、第20条の規定を準用する。この場合において、「前年度の保険料の額」とあるのは「平成20年度の保険料の見込額」と読み替えるものとする。</p> <p>(法附則第14条第1項の市町村に係る保険料の賦課の特例)</p> <p>第5条 法附則第14条第1項に規定する条例で定める期間は、6年間とする。</p>
--	--

	<p><u>第6条 広域連合が法附則第14条第1項に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する市町村として別表に定める市町村（以下この条において「特定市町村」という。）の区域内に住所を有する被保険者（以下この条において「特定市町村区域内被保険者」という。）に対して課する保険料の賦課額は、第5条から第10条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 当該保険料の賦課額は、特定市町村区域内被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であつた被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u></p> <p><u>(2) 前号の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に特定市町村所得割率を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(3) 前号の特定市町村所得割率は、地域の実情その他の事情を勘案して施行規則附則第22条で定める方法により算定した率とする。ただし、所得割率に、当該特定市町村に係る給付費比率に1から給付費比率を控除した率に経過調整率を乗じて得た率を加えた率を乗じて得た率を下回らないものとする。</u></p> <p><u>(4) 前号の給付費比率は、被保険者1人当たりの法第93条第1項に</u></p>
--	---

<p>規定する療養の給付等に要する費用の額（以下この号において「療養の給付等に要する費用の額」という。）に対する特定市町村区域内被保険者1人当たりの療養の給付等に要する費用の額の割合に相当するものとして法附則第14条第1項に規定する厚生労働大臣が定める基準との整合性に配慮して施行規則附則第23条で定めるところにより算定した率とする。</p> <p>(5) 第3号の経過調整率は、次のアからウまでに掲げる年度の区分に応じ、当該アからウまでに定める率とする。</p> <p>ア 平成20年度及び平成21年度 6分の3</p> <p>イ 平成22年度及び平成23年度 6分の4</p> <p>ウ 平成24年度及び平成25年度 6分の5</p> <p>(6) 第1号の被保険者均等割額は、地域の実情その他の事情を勘案して施行規則附則第24条で定める方法により算定した額とする。ただし、第5条の被保険者均等割額に、当該特定市町村に係る第3号の給付費比率に1から当該給付費比率を控除した率に前号アからウまでに掲げる区分に応じ、同号アからウまでに定める第3号の経過調整率を乗じて得た率を加えた率を乗じて得た額を下回らないものとする。</p> <p>(7) 平成24年度及び平成25年度の特定市町村区域内被保険者に対して課する保険料の所得割率及び被保険者均等割額は、別表に定める</p>	
--	--

<p><u>値とする。</u></p>	<p>(8) <u>第2号の所得割額及び第6号の被保険者均等割額に10円未満の端数があるときは、当該端数をそれぞれ切り捨てる。</u></p> <p>(9) <u>第1号の賦課額は、5.5万円を超えることができない。</u></p> <p><u>(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p> <p>第7条 <u>平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について、第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第8条、附則第10条、附則第11条、附則第12条、附則第13条若しくは附則第14条」とする。</u></p> <p><u>(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</u></p> <p>第8条 <u>平成20年度において、被扶養者であった被保険者に対して課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。</u></p> <p>2 <u>平成20年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失</u></p>
---------------------	--

した被扶養者であった被保険者に対して課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を6で除して得た額に6から平成20年10月から平成21年3月までの間に被保険者資格を有する月数（当該被扶養者であった被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であった被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。）を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成20年10月31日までの間に資格を喪失した被扶養者であった被保険者に対して課する被保険者均等割額は、0円とする。

3. 前2項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

（平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例）

第9条 平成20年度において、市町村が徴収すべき被扶養者であった被保険者に係る保険料の額について、第22条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「属する月」とあるのは、「属する月（当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月とする。）」と、同条第2項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成20年10月から」とする。

	<p><u>(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)</u></p> <p><u>第10条</u> 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p> <p><u>2.</u> 前項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。</p> <p><u>(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)</u></p> <p><u>第11条</u> 平成20年度において、第14条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して課する被保険者均等割額は、同号及び同条第4項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に3を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(平成20年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特</u></p>
--	--

<p>例)</p>	<p>第12条 平成20年度において、第14条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して課する前2条の規定により算定した保険料の賦課額（賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該賦課額について第13条の規定により月割をもって算定した額）から、当該被保険者の保険料につき、特別徴収の方法により徴収するとしたならば、施行令附則第12条第3項の規定により徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に3を乗じて得た額（賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該額について第13条の規定に準じて月割をもって算定した額）を減じて得た額がある場合で、当該額が500円未満であるときは、これを免除する。</p> <p>2 前項の支払回数割保険料額の見込額は、前2条の規定を適用しないものとして算定した額とする。</p> <p>（平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）</p> <p>第13条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、</p>
-----------	--

当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

2. 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第13条の規定により月割をもって算定した額とする。

3. 前2項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

(平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第14条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2. 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

(平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)

第15条 当分の間、平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定について第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第16条若しくは附則第17条」とする。

(平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第16条 当分の間、平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の

<p><u>賦課額の特例</u></p> <p><u>第17条 当分の間、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定は、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。</u></p>	<p><u>(平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p> <p><u>第3条 平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定については第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは「平成28年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い、平成29年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条、第7条若しくは第8条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。</u></p>
--	---

(平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第4条 平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成28年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第5条 平成28年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

(平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課

の特例)

第6条 平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。) について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第7条 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第8条 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。

（平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第9条 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは「平成30年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条若しくは第10条に規定する基準に従い、平成31年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)
第10条 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合には、同条第1項中「限る。」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは、「限る。」とする。

別表(附則第2条・附則第6条関係)

市町村名	所得割率及び被保険者均等割額
小鹿野町	所得割率
	被保険者均等割額
	0.0782
	39,640円

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について
根拠法令等	地方自治法第291条の7
<p>【趣旨】 現広域計画の計画期間が平成28年度で満了することに伴い、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域計画の変更を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <p>1. 変更点 現広域計画で掲げている「広域連合及び関係市町村が行う事務」や「広域計画の期間や改定」等に加え、新たに、現状と課題を整理するための「現状と課題」や、基本方針を実現するための「基本施策」の事項を追加。</p> <p>2. 計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間</p> <p>3. 概要</p> <p>1 広域計画の概要</p> <p>(1) 広域計画の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画を策定する根拠等を掲載。 <p>(2) 第2次広域計画の振返り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中に新たに始めた事業等を掲載。 <p>(3) 広域計画の期間及び改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の期間等を掲載。 <p>2 現状と課題</p> <p>(1) 現状と見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数、医療費、保険料についての現状分析と、将来の見込み。 <p>(2) 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状と見込みを踏まえ、「医療費の適正化」、「被保険者の健康保持増進」、「健全な財政運営」の3つの課題を整理。 <p>3 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「被保険者が安心して適切な医療等を受けられるよう市町村と連携・協力し、後期高齢者医療制度の健全で円滑な運営を行います。」という基本方針を策定。 <p>4 基本施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の実現を図るため、「医療費適正化の推進」、「保健事業の推進」、「健全な財政運営」、「組織体制の整備と事務の効率化」の4つの施策を策定。 <p>5 広域連合と市町村の事務分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合と市町村の主な事務分担を掲載。 	
施行日	平成29年4月1日
【その他参考事項】	

地方自治法（抜粋）

（広域計画）

第二百九十一条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

- 2 広域計画は、第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。
- 3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。
- 4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 5 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 6 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

広 域 計 画

(第2次広域計画)

- I 広域計画の概要
- II 広域連合の基本方針
- III 広域連合及び市町村が行う事務
- IV 広域計画の期間及び改定

埼玉県後期高齢者医療広域連合

平成24年3月

I 広域計画の概要

1 はじめに

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）に基づき、県内全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合を運営主体（保険者）とする医療制度で、平成 20 年 4 月にスタートしました。市町村と連携して広域（都道府県域）で制度運営することにより、財政運営の安定化及び市町村間の保険料負担の平準化が図られています。

埼玉県後期高齢者医療広域連合は、平成 19 年 3 月 1 日に設立され、制度開始当初被保険者数は 512,683 人（平成 20 年 4 月末現在）、平成 20 年度の医療給付費は 3,454 億円^(※1)、被保険者一人当たり医療給付費^(※2)は、722,000 円でした。その後、高齢化の進展と医療費の増加が顕著な状況となっており、被保険者数は年間 30,300 人の増加^(※3)で、平成 23 年 12 月末現在では 617,088 人（伸び率 20.36%）となっています。また、医療給付費は年間 442 億円増加^(※3)しており、平成 23 年度の医療給付費が 4,780 億円、被保険者一人当たりの医療給付費は 782,000 円（伸び率 8.31%）を見込んでいます。

このような現状において、制度を維持し、かつ、適正な運営をするためには、以下の取り組むべき課題があると考えられます。

第 1 に、医療費の適正化を図ることです。被保険者が必要なときに適切な医療を受けられるようにするため、保健事業その他の取組みを充実・強化し、もって医療費を適正化するものです。

第 2 として、保険財政の健全化を目指すことです。この制度の財源は、被保険者が納付した保険料と現役世代からの支援金及び公費で賄われており、国民全体で支える制度となっています。そのため、滞納等による被保険者間の不公平の解消と制度の安定的な運営を図るため、保険料の収納対策の強化に努める必要があります。

そして第 3 は、広報の強化を図ることです。円滑な制度運営をするために、資格取得年齢の前後を問わず広く制度を周知していく必要があります、各種広報媒体の活用・工夫により広報を行うことが重要です。

現在、国において、新たな高齢者医療制度の創設に向けて検討がなされていますが、新制度への移行の行方は不透明な状況が続いています。このような中であっても、現行の後期高齢者医療制度が継続している間は、安定した運営を続けていくことが当広域連合の責務です。

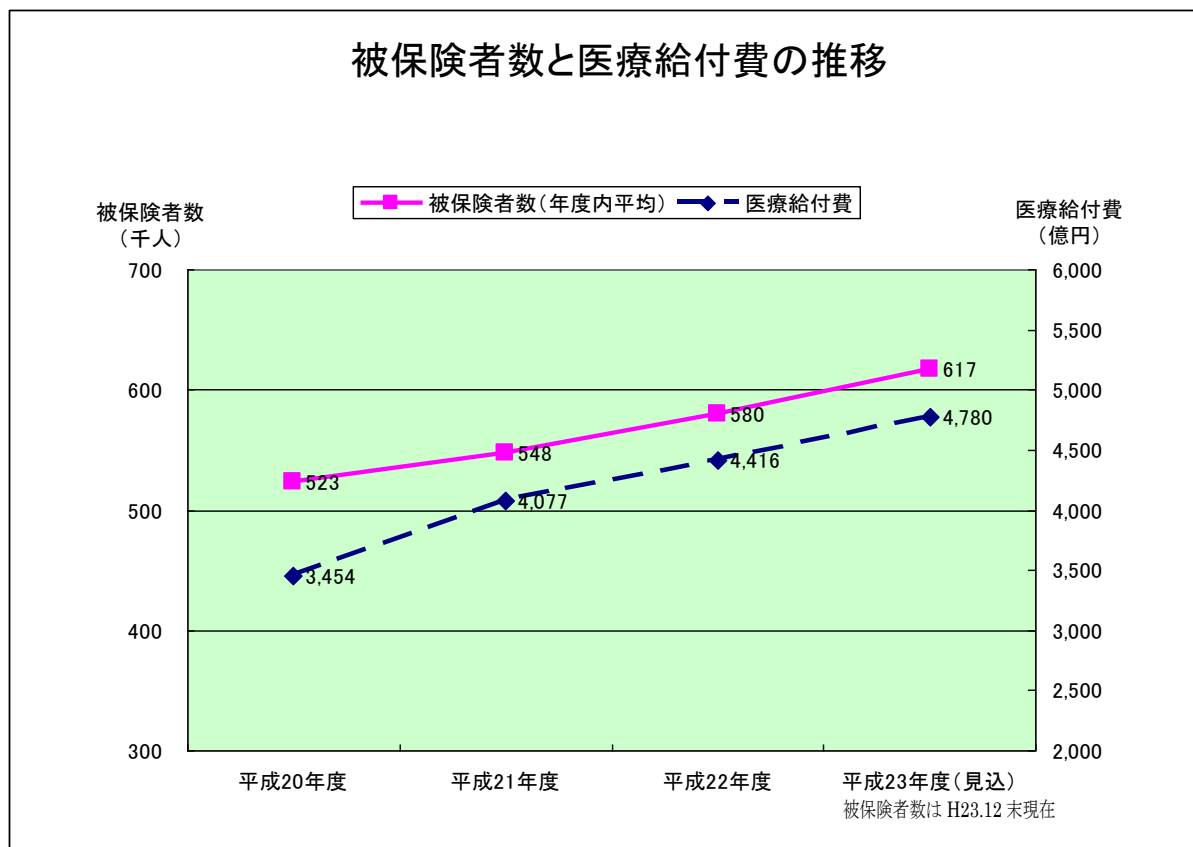
今般、当初定めた広域計画の実施期間（平成 19 年度から平成 23 年度まで）の満了に伴って内容の見直しを行った結果、現状に合わせた修正が必要となったため、計画内容の一部を改めるとともに新たな内容を加え、ここに広域計画の変更を行います。これにより、広域連合と市町村の役割分担をより明確なものとし、ともに連携して後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営を図り、もって高齢者の健康の保持増進を図り、被保険者が安心して適切な医療等を受けられるよう努力いたします。

平成 24 年 3 月

※1 平成 20 年 4 月診療分から平成 21 年 2 月診療分までの 11 ヶ月分。ただし現金給付分は平成 21 年 3 月支給分まで算入。

※2 一人当たり医療給付費＝医療給付費÷被保険者数（3 月から翌年 2 月の平均被保険者数）。平成 20 年度は 12 ヶ月分に換算。

※3 平成 20 年度から平成 23 年度の年度間平均。



2 広域計画の目的

広域連合は、後期高齢者医療制度の事務について、その一部を広域的かつ総合的に処理するために設立されました。広域計画は、広域連合が市町村と連絡調整を図りながら相互に役割分担を行うことにより、事務処理を円滑に行うための指針として定めるものです。

市町村は、広域連合が作成する広域計画に基づいて事務を処理しなければなりません。一方、広域計画に定める内容の範囲は、市町村議会の議決を経て制定された規約に、あらかじめ定められています（地方自治法第 291 条の 4、第 291 条の 7 ほか）。

広域計画は、規約第 5 条の規定に基づき、以下の項目について記載します。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること

Ⅱ 広域連合の基本方針

広域連合は、高確法に基づき、高齢者世代と若年者世代の費用負担の明確化と公平化を通じて、将来にわたり持続可能な医療保険制度の実現と高齢者の健康の保持増進を図るため、被保険者が安心して適切な医療等を受けられるよう制度運営を行います。

Ⅲ 広域連合及び市町村が行う事務

(後期高齢者医療制度にかかる広域連合と市町村の事務分掌)

広域連合及び市町村は、高確法に定める事務のうち次の事務を分担して行います。この役割分担を通じてそれぞれの責任を果たすと同時に、連絡調整を密に図り、協力・連携して効率的・効果的な制度運営を実現します。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

被保険者の資格管理の事務は、被保険者台帳により資格情報を管理するとともに、被保険者証の交付及び引渡し、また、各種届出等の受付及び受理の事務があります。

【広域連合】

市町村から提出された資格に関する情報を被保険者台帳により管理し、被保険者資格の認定(取得及び喪失の確認)、被保険者証の交付を行います。さらに、一定の障がいがある方に対する被保険者資格の認定等を行います。

【市町村】

被保険者からの資格の取得、喪失、異動の届出の受付、被保険者証の引渡しや回収等を行います。

(2) 医療給付等に関する事務

医療給付は、療養の給付、療養費、高額療養費、葬祭費の支給等があり、これらの請求(申請)に対する審査・支払い等の事務があります。また、医療費の適正化を推進するため、レセプト点検や第三者行為にかかる求償事務を行います。

【広域連合】

医療給付にかかる請求(申請)に対し、審査・支払いを行うとともに、給付履歴等の管理を行います。また、レセプト点検や第三者行為により要した費用について、求償を行います。

【市町村】

支給申請その他の申請等の受付及び相談業務等を行います。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関する事務

保険料は、均等割額と所得割額からなり、原則として広域連合内均一の保険料率に基づき算定されます。

【広域連合】

保険料率の決定、保険料の賦課決定、また減免及び徴収猶予の決定を行います。さらに、負担の公平性の確保と収納率の向上を目的として、市町村と共に収納対策に努めます。

【市町村】

保険料の徴収に関する事務を行います。また、減免及び徴収猶予の申請受付等を行います。

(4) 保健事業に関する事務

保健事業には、被保険者の健康の保持増進を図る目的で、健康教育、健康相談、健康診査等の各種事業があります。この保健事業を充実させることにより、疾病の予防又は早期発見等を図り、もって医療費の適正化を推進します。

【広域連合】

健康診査事業、健康相談等訪問指導事業等を行います。また、市町村が行う各種保健事業に対して財政支援を行うとともに、その原資となる費用について国に補助金の交付申請等を行います。

【市町村】

広域連合から受託した健康診査事業を行います。また、人間ドック費用等の助成、スポーツクラブ・保養施設利用の助成、健康教育事業等、市町村の特性に応じた各種保健事業を展開します。

(5) 電算処理に関する事務

後期高齢者医療制度の事務を効率的に行うため、広域連合と市町村を専用回線でネットワーク化し、共通の電算処理システムの運用を行います。

【広域連合】

電算処理システムの機器類を調達し適正な配置を行うとともに、それらの維持、管理を行います。また、セキュリティポリシーの周知徹底を図り、情報の適正な管理を推進します。

【市町村】

電算処理システムを利用して正確かつ迅速な事務処理を行います。

(6) 審査請求に関する事務

後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料等の徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対して不服がある被保険者等は、県が設置する「埼玉県後期高齢者医療審査会」に審査請求することができます。その際には、手続の説

明その他の相談、また、各種の事務処理が発生します。

【広域連合】

医療給付に関する処分、保険料の賦課その他広域連合が行った処分に対する審査請求について、事前相談その他の対応を行い、また、審査会からの求めに応じて弁明書の作成及び資料の開示等を行います。

【市町村】

保険料の徴収、滞納処分その他市町村が行った処分に対する審査請求について、事前相談その他の対応、また、審査会からの求めに応じて弁明書の作成及び資料の開示等を行います。

(7) 情報公開に関する事務

情報公開制度は、公文書の開示を請求する住民等の権利を保障し、住民等の的確な理解と批判の下に公正で透明な広域行政の推進に資するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に定められた制度です。

【広域連合】

制度や開示手続の説明、開示請求書の受理及び開示決定を行います。

【市町村】

制度や開示手続の説明、開示請求書の受付を行います。

(8) 個人情報保護に関する事務

個人情報保護制度は、広域連合が保有する個人情報について、適正な管理及び利用を確保するとともに、その開示、訂正及び利用の停止を請求する権利を当該個人に保障するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に定められた制度です。

【広域連合】

条例に基づき個人情報の適正な管理及び利用を行います。また、制度や開示手続の説明、開示請求書の受理及び開示決定等を行います。

【市町村】

制度や開示手続の説明、開示請求書等の受付を行います。

(9) 広報に関する事務

円滑な制度運営をするためには、被保険者及びその家族、資格取得年齢到達前の高齢者、医療従事者その他多くの住民等に後期高齢者医療制度を周知し、制度運営に協力いただく必要があります。

【広域連合】

ホームページにおいて制度に関する情報を提供します。また、ポスター、小冊子等を作成し、配布します。

【市町村】

窓口等において制度の説明を行います。また、必要に応じて広報紙等に制度に関

する情報を掲載します。

(10) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

被保険者その他住民等からの相談や苦情その他の対応について、広域連合と市町村双方が緊密に協力して行います。

IV 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。ただし、この期間内であっても広域連合長が必要と認めたときは、議会の議決を経て改定（変更）を行います。

広域計画（平成24年度～平成28年度）

平成24年3月発行

（沿革）

広域計画作成（平成19年7月）

第1期計画期間（平成19年7月～平成24年3月）

広域計画変更（平成24年3月）

発行者 埼玉県後期高齢者医療広域連合

住 所 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号

埼玉県浦和合同庁舎4階

連絡先 総務課総務企画担当

TEL 048-833-3222 / FAX 048-833-3471

E-mail soumu@saitama-koukikourei.jp

URL <https://www.saitama-koukikourei.org/>